

郡上市皆伐施業ガイドライン

～森林の伐採を行う伐採事業者の皆様へ～



平成26年2月

郡上市

【目次】

はじめに

- 1. ガイドラインの目的 P 1
- 2. ガイドラインの対象 P 1
- 3. 伐採前の手続きと計画作成について P 1
 - (1) 伐採制限等の確認・手続き
 - (2) 伐採前の計画作成
- 4. 伐採と作業道の開設について P 4
 - (1) 皆伐箇所
 - (2) 皆伐面積
 - (3) 伐採作業
 - (4) 作業道の開設
- 5. 伐採後の更新と管理について P 7
 - (1) 伐採後の更新
 - (2) 伐採後の管理

参考資料 P 9

- 皆伐施業における手続き等の流れ
- 看板の設置について
- 別記様式1 皆伐作業計画書
- 別記様式2 皆伐前のチェックリスト
- 伐採及び伐採後の造林の届出書

はじめに

郡上市の民有林は県下でも屈指の森林資源を有しており、伐期を迎えた人工林は全体の7割を超えています。そのため、今後は利用間伐や一定規模の皆伐による木材生産を進めることで、森林資源の有効活用と森林整備を併せた公益的機能の維持・増進を図っていく必要があります。

このような中、市内で大型製材工場が稼働するほか、県下で木質バイオマスの利用が拡大し、安定した木材需要が大幅に見込まれることとなりました。木材の利用が進めば、森林の伐採、植栽、保育という循環が促され、郡上市の林業及び木材産業の活性化や雇用機会の創出、さらには地域の森林整備が進むなど多くの効果が期待されます。

このため市では、森林所有者と木材加工業等との連携・協力を図りながら、地域の資源を有効に活用した産業振興を推進するために、森林の皆伐を行う際の留意事項をまとめたガイドラインを作成しました。

森林所有者と事業者の皆様におかれましては、森林の伐採を行う際や伐採の契約を結ばれる際に、このガイドラインをご活用いただき、持続的・安定的な木材生産体制づくりと豊かな森林環境の創出に向けて、ご理解、ご協力を頂きますようお願いいたします。



1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、郡上市における森林の皆伐施業の留意事項を示したものです。伐採事業者がこのガイドラインの趣旨を理解し遵守していただくことで、皆伐による森林の公益的機能の低下や環境の悪化を防止し、郡上市の森林環境の保全と豊富な木材資源の持続的な利用を図ることを目的としています。

2. ガイドラインの対象

(1) 対象事業

このガイドラインは、郡上市内の私有林における皆伐施業が対象となります。ただし、法令等の認可を受けた伐採は除きます。

(2) 対象者

郡上市内の森林所有者や伐採事業者だけでなく、市外の森林所有者や事業者による皆伐施業も対象となります。

3. 伐採前の手続きと計画作成について

(1) 伐採制限の確認・手続き

伐採を予定している森林について、郡上市森林整備計画との適合性や法令や制度に基づく必要な手続きを行ってください。

- 保安林や自然公園等に指定され、伐採の制限が定められている森林では、県等への許可申請などが必要ですので、関係機関に確認してください。
- 過去5年間（事業によっては5年以上）のうちに、国や県の補助を受けて間伐等が行われた森林は、伐採すると補助金の返還等が発生することがあるので、事前に施業委託先の事業者等に施業履歴を確認してください。
- 森林経営計画^{※1}や森林施業計画^{※2}の作成された森林では、計画内容の変更が必要な場合があるので森林所有者や計画作成者等と協議のうえ、必要に応じて計画変更手続きを行ってください。

- 郡上市森林整備計画の立木竹の伐採に関する事項、造林に関する事項やゾーニング森林に関する指定の施業基準を確認してください。
- 保安林に指定されていない場合は、伐採届（「伐採及び伐採後の造林の届出（森林法第 10 条）」）を伐採開始の 30 日前までに市へ提出してください。森林経営計画が作成された森林では、森林経営計画に基づく伐採の届出（森林法第 15 条）が必要です。

なお、伐採届（法第 10 条）は、森林所有者と伐採事業者が異なる場合は連名で提出しますが、伐採届に記載した内容については、両者が遵守義務を負うこととなりますので十分留意してください。

- ※1 森林経営計画 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けたものが一体として整備できる森林について、5 年を 1 期として立てる森林の経営に関する計画。
- ※2 森林施業計画 森林所有者等が一定のまとまりのある森林で立てる長期の森林施業方針と具体的な伐採、植栽に関する計画。

（2）伐採前の計画作成

事業者は将来的な山の利用方法や管理方法について、森林所有者の意思を確認したうえで、伐採の規模や林地の状況に応じた伐採と更新の計画を作成してください。

- 計画の作成にあたって、土地・立木の権利関係等を確認してください。
- 森林の所有界が不明確な場合や伐採により隣接地への影響が想定される場合は、隣接地の所有者に確認し、合意を得てください。
- 植栽に補助事業を受けられるように、森林組合等の造林事業者と連携を図り、森林経営計画の作成や編入、また補助事業活用の調整を事前に行ってください。
- 人工林の伐採で天然更新が予定されている場合は、伐採後の更新が図られやすいよう、事前に間伐等により更新樹種の成長を促す施業の提案をしてください。
- 伐採方法や植栽等について具体的な計画を作成してください。1ha 以上の皆伐を行う場合には、伐採届（「伐採及び伐採後の造林の届出」）とあわせて、「皆伐作業計画書」（別記第 1 号様式）と「皆伐前のチェックリスト」（別記第 2

【事業者用】

号様式)を作成してください。

なお、森林経営計画等に基づく伐採の場合は、作成の必要はありません。

- 伐採事業者は、森林所有者の意向を確認しつつ、伐採前から伐採後の植栽を考慮した伐採作業計画を立てていただくとともに、補助事業による植栽が決定されている場合は、造林事業者と調整を図った伐採作業を行ってください。
- 人工林の伐採後は、植栽による更新が必要です。特に、道路に近い、傾斜が緩いなど木材生産に適している場所では、伐採を計画する際に森林所有者に植栽を提案してください。
- 林内や周囲に母樹となる樹がない、ササ等による林地の被圧の影響が大きい等、天然更新の可能性が低い森林では、植栽を提案してください。

4. 伐採と作業道の開設について

(1) 皆伐箇所

伐採する森林によっては、公益的機能の低下や、環境の悪化、災害の発生を引き起こすことがありますので、作業の実施に際し十分配慮してください。

- 急傾斜（概ね 45° 以上の傾斜）や岩石地等の森林では、災害の危険性がありますので皆伐を控えてください。
- 尾根筋や谷筋等の環境又は防災上保全が必要な森林や、人家や道路沿いの急傾斜（概ね 30° 以上の傾斜）で、土壌の流出や落石を防止するために保全が必要な森林では、皆伐を控えてください。
- 水源地域保全条例に指定された重要水源の森林や溪流沿いの森林、環境保全や観光資源として景観を保つため、重要な森林では、極力皆伐は行わないでください。
- 標高 1,400m 以上、又は積雪が 2.5m 以上ある森林では、伐採後森林への回復が困難となりますので、大面積の伐採は行わないでください。

- ササ等が地面を覆ってしまう場所や、土壌が極めて悪い場所は、伐採すると森林の更新が難しいため、択伐^{※3}等により裸地化を防止してください。
- 伐採後にシカ等による被害を受けることが考えられる地域では、大面積の皆伐は極力行わないでください。

※3 択伐 伐採しても良い時期に達した木を抜き切りすること。

(2) 皆伐面積

大面積の皆伐をすると森林への回復が遅れ、防災面や環境への影響が考えられますので、大面積の皆伐はなるべく避けて小面積に区分した皆伐としてください。

- 5ha 以上の皆伐を行う場合は、伐採区域や伐採時期を分散させるとともに、保護樹帯を設け、防災面に十分配慮した施業を行ってください。

(3) 伐採作業

伐採作業は伐採後の植栽作業や森林の早期回復を意識して、林地を荒らさない方法で行ってください。また、伐採した木材の搬出・運搬等にあたっては、地域住民に配慮した方法で行ってください。

- 急傾斜地（概ね 45° 以上の傾斜）や岩石地では、森林の回復が遅く、土砂の流出や落石の危険があることから、皆伐を控え、保残木^{※4}を集団的に配置して林地を保護してください。
- 尾根筋、谷筋、人家、道路沿いの急傾斜地（概ね 30° 以上の傾斜）等防災上の観点から保全が必要な箇所では、皆伐を控え、保護樹帯^{※5}を列状又は塊状で残してください。
- 天然更新が予定されている場合は、皆伐後の植生の回復を早めるため、尾根筋や一定面積ごとに有用な母樹^{※6}を残してください。木材利用しない広葉樹や搬出しない樹木は、極力伐採せず母樹や後継樹として残してください。

【事業者用】

- 伐採後の植栽作業を想定し、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条^{※7}類の整理に努めるとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理や作業工程等の調整を図ってください。
- 指示者は、伐採作業に対して、事前に保護樹帯、保残木、残す母樹について明確な指示をして誤伐を防止してください。また、作業効率を重視するあまり注意が疎かになり、保護樹帯、保残木を損傷しないよう注意してください。
- 林内での重機の移動は、地形や安全作業に配慮しつつ必要最小限の移動とするとともに、枝条を敷き詰めて路面を保護するなどの対策を講じ、林地を踏み荒らさない配慮をしてください。
- 枝条類は、雨水により谷川へ流れ出すことがないように、谷沿いへの集積は避けるなど災害防止に努めてください。また、伐採現場の道路脇に枝条を山積みするなど乱雑な枝条の処理はしないでください。
- 天然更新地では、枝条類は萌芽更新や下種更新の妨げとならないよう、山積みを避けて分散し集積してください。
- 伐採作業の実施について、地域住民や入山者、他の林業関係者の安全を確保し、不安を招かないよう、1ha以上の伐採作業等の実施については、作業案内看板（P11 参照）を設置するとともに、必要に応じて地域の自治会等に事前に連絡してください。
- 木材の搬出・運搬等により、地域の生活道路や林道を損壊することのないよう注意してください。なお、損壊した場合は速やかに管理者に報告し、指示に従い修復をしてください。
- 木材の搬出・運搬等で市道等の通行や安全に支障が出る場合は、市又は県へ道路占用許可申請等の必要な手続きを行ってください。

- ※4 保残木 部分的に木を残すこと。
- ※5 保護樹帯 土壌流出や落石の防止等の効果を期待できるよう皆伐時にベルト状に木を残したもの。
- ※6 母樹 自然な種子散布により次の世代の木を更新させるため残存させる木のこと。
- ※7 枝条 木の枝のこと。

(4) 作業道の開設

作業道の開設にあたっては、将来的な利用の可能性や設置の必要性についてよく検討したうえで、その目的にあった災害に強く安全に走行できる作業道を開設してください。

- 急傾斜地や地形・地質の条件が悪く、崩壊の危険性や谷水への影響が大きいと考えられる箇所では、作業道の開設は避けてください。
- 作業道は、地形や水の流れを十分検討し、安全作業と開設後の維持管理や使用後の森林への復旧のことを考慮し、地形の改変を極力控えた、必要最小限の開設としてください。
- 梅雨期、台風など、まとまった降雨が予想される時期や降雨中や降雨直後の施工は避けてください。
- 作業道の開設中、使用中、使用後においては、雨水による路体の浸食を防止するため、横断溝^{※8}や沈砂ポケット^{※9}の設置等の路面排水対策を徹底してください。
特に、生活用水の水源地では十分注意してください。
- 取水施設の近くに作業道を開設する場合は、施設管理者と十分に調整を図ってください。

※8 横断溝 道を横断する排水施設。

※9 沈砂ポケット 濁水を一時的に沈砂させるための小規模な池。

5. 伐採後の更新と管理について

(1) 伐採後の更新

伐採跡地が確実に更新される方法により行ってください。なお、伐採後に更新がされない場合には、植栽等の措置をしてください。

【事業者用】

- 人工林を皆伐すると天然更新が難しいため、植栽を行ってください。なお、道路に近い、傾斜が緩いなど木材生産林として条件の良い森林は、資源の循環利用を進めるためにも、積極的に植栽を行ってください。
- シカ等の食害が想定されるような場合は、植栽とあわせて柵やネット等を設置するなどの食害防止対策を行ってください。
- 伐採後にササ等が繁茂することが想定される箇所では、植栽等によって、すみやかな植生回復を図ってください。

(2) 伐採後の管理

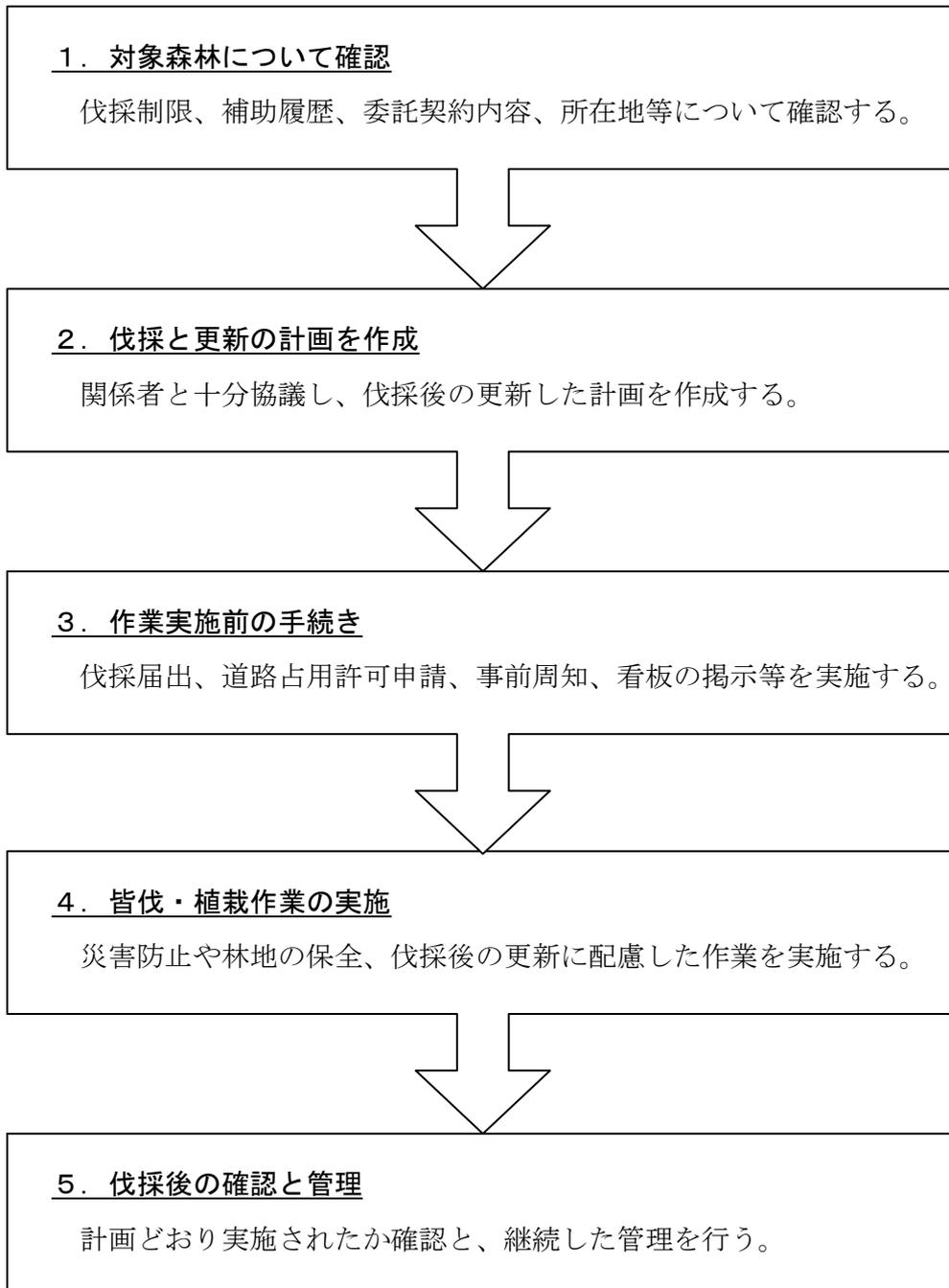
森林の更新や森林の持つ公益的機能の低下による環境の悪化を防止するために、伐採後の管理は大変重要な作業であるためしっかり行ってください。

- 作業道は、作業終了後に必要な補修を行うとともに、排水対策を施し、路面の洗掘を防止してください。
- 伐採作業に際して使用した燃料やオイル類の空き缶等の産業廃棄物は、現場に残さず所定の手続きに従って処分してください。
- 伐採事業者及び造林事業者は、作業完了後に必ず森林所有者の確認を受けてください。
- 作業道は、森林整備のために利用する道であるため、鎖や注意看板等により関係者以外の侵入防止策を施し、事故や山火事、不法投棄等の防止に努めてください。

参考資料

- 皆伐施業における手続き等の流れ
- 看板の設置について
- 別記様式 1 皆伐作業計画書
- 別記様式 2 皆伐前のチェックリスト
- 伐採及び伐採後の造林の届出書

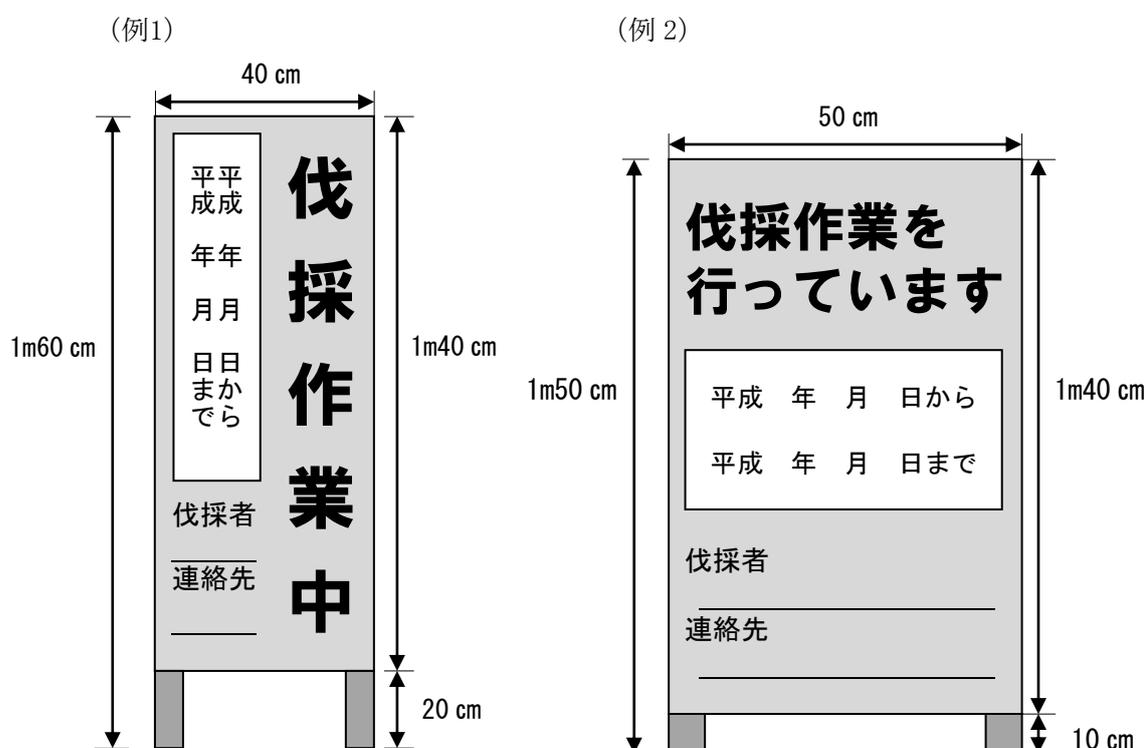
皆伐施業における手続き等の流れ



看板の設置について

皆伐作業実施期間中は、よく見える場所に伐採作業中であることが分かる看板を設置してください。

看板記載内容
伐採作業中の表示
伐採期間
伐採者名（伐採業者名）
連絡先



※ 看板のサイズは目安ですが、草木類に隠れないよう、縦1m・横30cm以上のものとしてください。

【事業者用】

別記第1号様式 皆伐作業計画書

森林の所在			
所有者			
伐採者	(住 所)		
	(氏名・会社名)		
造林者	(住 所)		
	(氏名・会社名)		
集材方法	<input type="checkbox"/> 重機集材 <input type="checkbox"/> 架線集材 <input type="checkbox"/> その他 ()		
保残木	<input type="checkbox"/> 保残木有 (箇所 本) <input type="checkbox"/> 保残木無		
保護樹帯	<input type="checkbox"/> 保護樹帯有 (幅: m 列数: 列) <input type="checkbox"/> 保護樹帯無		
枝条処理	<input type="checkbox"/> 林内集積 <input type="checkbox"/> 搬出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
作業道開設	<input type="checkbox"/> 作業道開設有 (延長 m) <input type="checkbox"/> 作業道開設無		
獣害対策	<input type="checkbox"/> 有 (防護柵・防除ネット・その他) <input type="checkbox"/> 無		
(伐採箇所図)			

※凡例を用いて作業内容を具体的に示してください。森林計画図に書き込んでもかまいません。

保残木
 保護樹帯
 作業道
 伐採箇所 (赤)
 植栽箇所 (緑)
 集材箇所

別記第2号様式 皆伐前のチェックリスト(事業者用)

項目	確認事項	はい	いいえ	該当無
確認・手続き	・保安林、自然公園等伐採制限のある森林でない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・過去の補助履歴を確認した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・森林経営計画や森林施業計画が作成された森林は、計画内容の変更について確認した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・郡上市森林整備計画の伐採や造林に関する事項、ゾーニング森林別の施業基準を確認した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・「伐採及び伐採後の造林の届出書」を伐採開始30日前までに市へ提出した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
計画作成	・土地・立木の権利関係等を確認した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・境界が不明確な場合等、隣接地の所有者に確認し、合意を得た。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・植栽に補助事業を活用する場合は、事前に手続きを行った。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・天然更新の場合、森林所有者に伐採後の更新が図られやすい施業の提案をした。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・1ha以上の皆伐の場合は、「皆伐作業計画書」と「皆伐前のチェックリスト」を作成した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・伐採事業者は、伐採方法や伐採後の植栽を考慮した具体的な作業計画を立てた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・木材生産に適した場所や天然更新の可能性が低い森林では、森林所有者に再生林を提案した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
皆伐箇所	・急傾斜や岩石地等の皆伐を控える森林でない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・尾根筋や谷筋、人家や道路沿いの急傾斜等、皆伐を控える森林ではない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・県条例に指定された重要水源の森林や溪流沿い森林、環境や観光資源として重要な森林でない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・標高1,400m以上、又は積雪が2.5m以上ある森林でない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ササ等の被覆が想定される場所や土壌が極めて悪い場所ではない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・伐採後にシカ等の被害が想定される地域ではない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
皆伐面積	・5ha以上の皆伐の場合は、伐採区域や伐採時期を分散させるとともに、保護樹帯を設けた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
伐採作業	・急傾斜地や岩石地では、保残木を集团的に配置する計画とした。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・尾根筋、谷筋、人家、道路沿いの急傾斜地等では、保護樹帯を列状又は塊状で残す計画とした。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・天然更新の場合は、尾根筋や一定面積ごとに母樹を残す計画とした。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・伐採後の地持え等の作業が効率的に行えるよう、枝条類の整理や造林事業者との調整を図る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・保護樹帯、保残木、残す母樹について明確な指示をし、損傷しない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・林内での重機の移動は、路面を保護し、必要最小限の移動となる計画とした。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・枝条類は谷沿いへの集積を避け、また、天然更新地では、山積みを避け分散集積する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・伐採現場の道路脇に枝条を山積みにするなど乱雑な枝条処理をしない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・1ha以上の伐採作業実施については作業案内看板を設置し、必要に応じて自治会等に連絡する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・車両の通行等で道が損壊しないよう注意し、損壊した場合は管理者に報告し指示に従う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・道路の使用に際し、道路占有許可申請等の必要な手続きを行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
作業道	・開設箇所は、急傾斜地や谷水への影響が考えられる箇所ではない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・開設箇所は、地形や水の流れを十分検討した必要最小限の開設とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・まとまった降雨が予想される時期や降雨中や降雨直後の施工は避ける。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・開設中、使用中、使用後において、路面排水対策を徹底する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・取水施設の近くに開設する場合は、施設管理者と十分に調整を図る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
更新	・人工林の皆伐の場合は、植栽を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・シカ等の食害が想定される場合は、柵やネット等の設置を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・伐採後にササ等の繁茂が想定される場合は、植栽等により速やかな植生回復を図る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
管理	・作業道は作業終了後に必要な補修を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・燃料やオイル類の空き缶等の産業廃棄物は、所定の手続きに従って処分する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・作業完了後に森林所有者の確認を受ける。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・森林作業道は、事故、不法投棄の防止策を講じる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【事業者用】

伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日

郡上市長 様

住所
届出人 氏名 印

住所
届出人 氏名 印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

--

2 伐採の計画

伐採面積				ha
伐採方法	主伐（皆伐・択伐） ・ 間伐	伐採率		%
伐採樹種				
伐採齢				
伐採の期間				

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積（A+B+C+D）		ha
人工造林による面積（A+B）		ha
植栽による面積（A）		ha
人工播種による面積（B）		ha
天然更新による面積（C+D）		ha
ぼう芽更新による面積（C）		ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他（ ）・なし	
天然下種更新による面積（D）		ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他（ ）・なし	

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)	～		ha	本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	～		ha	本
5年後において適確な 更新がなされない場合	～		ha	本

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

4 備考

--

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合にあつては、伐採する者と当該権原を有する者が連名で提出すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 4 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 7 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 8 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 9 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 10 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 11 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 12 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込み等の作業の種類を記載すること。
- 13 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 14 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 15 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 16 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

【事業者用】

(問い合わせ先)

郡上市役所農林水産部林務課
〒501-4297 郡上市八幡町島谷 228
tel 0575-67-2121
fax 0575-66-0157

ホームページ <http://www.city.gujo.gifu.jp>
e-mail rinmu@city.gujo.gifu.jp